

別記様式第1号(第四関係)

やまがた きちく かつせいかけいかく
山形5期地区活性化計画

山形県

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山形5期地区						
都道府県名	山形県	市町村名	酒田市、川西町、庄内町	地区名	備畠地区、谷地地区、大塚西部地区、肝煎地区	計画期間	平成25年度～平成29年度

目標 :

本計画は「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」における基本方針に基づき、①食糧供給県「やまがた」の確立・強化、②暮らし続けたい農山漁村の創造、③「やまがた」らしい地域づくりの推進を図り、農業の持続的な発展と農村の活性化に寄与し、農業従事者の定住や都市との地域間交流の促進に貢献するものである。

目標としては、活性化区域内で新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、その手段としては以下の事業を活用する。

①農業従事者の定住促進に資する204.8haの経営体育成基盤整備事業の事業化推進に向け、地形図作成及び農用地等集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの期間を2年以内とする。

目標設定の考え方

地区の概要 :

山形県は、本州東北地方の南西部に位置し、蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日と日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれている。南から連なる米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を縦断して最上川が流れ、西に面する日本海へと注いでいる。内陸部は、夏は最高気温40.8°Cの記録を有し、冬は雪に覆われる盆地型気候である。日本海に面する沿岸部は、海洋性気候で冬季には北西の季節風が強い。

本県の耕地面積は12万3千haで県土面積の13.2%を占めている。また、豊かな自然・水・土地に恵まれ、先人から受け継がれた高い技術により、おいしい農林水産物を産出・供給する全国有数の農業県である。

【備畠地区】県の北西部にある酒田市の東部に位置し、地区の南部を一級河川中野俣川が西流する水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

【谷地地区】本地区は、県の南部にある川西町の中央部に位置し、一級河川犬川の左岸に展開する水田地帯であり、地区の中央部を国道287号バイパスの予定路線の公表を受けている。現在施工中である、こうずく地区と25年採択予定である宮地地区に挟まれた地区もある。

【大塚西部地区】本地区は、県の南部にある川西町の北部に位置し、一級河川沼田川と元宿川の間に展開する水田地帯である。地区の主要道として地区中央部を南北に国道287号バイパスが通っており、地区中央部を東西に国道113号バイパスが通る計画であり予定路線の公表を受けている。

【肝煎地区】県の北西部にある庄内町の東部に位置し、地区の西部を一級河川立谷沢川が北流する水田地帯である。水稻中心にそば等の土地利用型作物の栽培を行っている。

現状と課題

本県における農業の現状は、農家数は年々減少する一方、経営耕地面積5ha以上の大規模農家の割合が増加している。また、農業就業人口も減少傾向にあり、年齢階層別に見ても65歳以上の高齢者が55%以上を占めるなど高齢化の傾向が顕著になっている。県内の新規就農者は毎年150から200人程度であるが、大部分は35歳以下の若年層であり、近年はH-TURN就農者や農外からの新規参入も増えてきている。また中核的な担い手である認定農業者や農業生産法人は増加しており、農地の利用集積面積割合も毎年高くなっている。

耕地面積は、近年緩やかな減少傾向にあり、一方、耕作放棄面積は、増加の傾向にある。特に生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっている。耕作放棄地は害虫の発生源になるなど、農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

【備畠地区】地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲11.5%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲29.6%)している。現在、そば及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るために、転作作物のそばについては、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

【谷地地区】地区内の人口は微増しているものの(H17⇒H22 2.8%)、農業従事者数は減少(H17⇒H22 ▲17.1%)している。10aの一次整備が既になされているが地区内水路は、素掘りで、かつ用排兼用であり、安定した農業用水の確保や施設の維持管理に多大な労力を要している。担い手農家を中心にして、水田営農ビジョンの実現に向けた取り組みが進められているが、担い手農家の耕作地が著しく分散しているなど、効率的な営農が難しい状況にある。

【大塚西部地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲0.5%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲20.0%)している。10aの一次整備が既になされているが、地区内水路は素掘りで、かつ、用排兼用で安定した農業用水の確保や施設の維持管理に多大な労力を要している。担い手農家を中心にして、水田営農ビジョンの実現に向けた取り組みが進められているが、担い手農家の耕作地が著しく分散しているなど、効率的な営農が難しい状況にある。

【肝煎地区】 地区内の人口は減少(H17⇒H22 ▲18.3%)し、また、農業従事者数も減少(H17⇒H22 ▲18.2%)している。現在、そば及び水稻を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、転作作物のそばについては、収穫等の生産・集出荷を担い手農家が主体となり委託作業を行っているが、農業従事者の高齢化や生産基盤不良等の問題により、営農に支障をきたしている。

今後の展開方向等

「山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)」に基づく、(1)流通・消費者ニーズに応える仕組みづくり、(2)農林水産業を支える基盤の確立・強化、(3)活力ある農山漁村の再生 の基本目標を具現化するため、「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき、事業の受益者や行政、関係機関及び地域住民が、「いのち」を育む農業の果たす役割を認識し、また暮らしを支え合うための農山漁村のあるべき姿を意識し、それぞれが連携しながら役割を果たしていく。

【備畠地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【谷地地区】 担い手農家を中心に農作業機械が効率よく作業できるように早急な整備事業を実施し、作物の安定生産を促進するとともに、将来の世代交代時における担い手への農地集積を促進し、持続的な発展が可能な望ましい農業構想の確立を図る。

【大塚西部地区】 担い手農家を中心に農作業機械が効率よく作業できるように早急な整備事業を実施し、作物の安定生産を促進するとともに、将来の世代交代時における担い手への農地集積を促進し、持続的な発展が可能な望ましい農業構想の確立を図る。

【肝煎地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
酒田市	備畠	基盤整備(農用地等集団化)	備畠水利組合	有	イ	H25
川西町	谷地	基盤整備(地形図作成)	白川土地改良区	有	イ	H25
川西町	谷地	基盤整備(農用地等集団化)	白川土地改良区	有	イ	H26
川西町	大塚西部	基盤整備(地形図作成)	白川土地改良区	有	イ	H25
川西町	大塚西部	基盤整備(農用地等集団化)	白川土地改良区	有	イ	H26
庄内町	肝煎	基盤整備(農用地等集団化)	肝煎地区農地整備事業推進委員会	有	イ	H25

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

本県の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る活性化計画の推進に当たっては、関係市町村等が策定した活性化計画に基づく事業等を支援するものであり、関係市町村並びに実施主体との連携を強化し、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図っていく。

3 活性化計画の区域

山形5期地区(酒田市ほか2町)	区域面積	1,751.3 ha
本計画における活性化区域面積は、地区の受益面積を合計した204.8haを含む、集落単位を基本とした1,751.3haを設定している。		
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係:		
<p>活性化区域面積1,751.3haのうち、農用地及び林地の面積は1,459.4haであり、83.3%を占めている。 近年、区域においては、農業従事者の減少(平成17年から平成22年までに185人、19.4%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稻や畑作物、園芸作物の生産を行うなど、農作物の栽培を目的とした耕地であり、現在も優良な農用地として活用され、農業が重要な産業として位置づけられる農業従事者の重要な地域である。</p>		
②法第3条第2号関係:		
<p>県内では農家数と農業就業人口の減少や高齢化、更には耕地面積の減少と耕作放棄地の増加など、農産物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。 本区域においても、農業従事者の減少(平成17年から平成22年までに185人、19.4%の減少)や定住人口の減少(平成17年から平成22年までに19人、1.1%の減少)が進行している。 その中で、持続的な農業経営の安定や農地利用集積のほか、畑作物、園芸作物等による所得向上を目指す農業従事者を支援するためにも、農業生産基盤の条件整備は必要不可欠である。 本計画における活性化区域において、やる気のある農業従事者の定住維持や促進を図るため、これらの条件整備を行うことは、受益地を含む集落や地域の活性化にとって有効かつ適切である。</p>		
③法第3条第3号関係:		
<p>本計画における活性化区域には、市街地を形成している区域及び都市計画法の用途地域を含まない。また、活性化区域内の事業実施区域はいずれも農振農用地区域に指定された優良な農用地である。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別	
			該当なし									

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物							
工作物	該当なし						
計							

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画の目標は、活性化区域内での新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることである。

このため、事業(H25-26)完了後及び計画が終了(H29)する時点において、目標達成の手段として活用する下記事業により機能確保が図られた面積等を把握し、結果として、本区域内の人口を整理(H27国勢調査等)し、事業実施後の人口減少率を算定し、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、目標の達成状況に関する評価を行うこととする。

- ①農業従事者の定住促進に資する204.8haの経営育成基盤整備事業の事業化推進に向け、地形図作成及び農用地等集団化の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの期間を2年以内とする。

① 計画期間内に区画整理事業等が着手される地区

地区名	事業メニュー名	受益面積	H25	H26	H27	H28	H29	備考
備畠	農用地等集団化	30.0ha	○					目標とする基盤整備事業の着手年度: H27
谷地	地形図作成	24.1ha	○					
	農用地等集団化			○				目標とする基盤整備事業の着手年度: H27
大塚西部	地形図作成	142.2ha	○					
	農用地等集団化			○				目標とする基盤整備事業の着手年度: H28
肝煎	農用地等集団化	8.5ha	○					目標とする基盤整備事業の着手年度: H27
計		204.8ha						

○印は計画地区の事業実施期間であり、その後に区画整理事業が着手されることにより効果が発現されるが、事業完了2年後のH28時点で目標の達成状況の把握と評価を行う。

参考様式1

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
やま がた けん 山形県	平成25年度～平成29年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
山形県農林水産部農村計画課	023-630-3189	023-630-2509	ynokei@pref.yamagata.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出
定住等の促進に資する 基盤整備の円滑化 【基盤整備(地形図作成・農用地等集団化)】	2年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年) = 2年
事業活用活性化計画目標の設定根拠		<p>【備畑】計画目標面積 30.0ha <input type="radio"/> 事業実施 (H25) <input checked="" type="radio"/> 基盤整備事業の採択・着手目標 (H27目標)</p> <p>【谷地】計画目標面積 24.1ha <input type="radio"/> 事業実施 (H25-H26) <input checked="" type="radio"/> 基盤整備事業の採択・着手目標 (H27目標)</p> <p>【大塚西部】計画目標面積 142.2ha <input type="radio"/> 事業実施 (H25-H26) <input checked="" type="radio"/> 基盤整備事業の採択・着手目標 (H28目標)</p> <p>【肝煎】計画目標面積 8.5ha <input type="radio"/> 事業実施 (H25) <input checked="" type="radio"/> 基盤整備事業の採択・着手目標 (H27目標)</p>

本地域は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。

このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地等集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。

設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査と工事着工後における換地計画の樹立、換地処分を円滑に推進するための啓発活動や合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。

II 活活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全 体 事業費 (千円)	交付金 要望額 (千円)	交付額算 定交付率	交 付 限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性
農用地等集団化	備畠	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=30.0ha	H25	備畠水利組合	1,100	605	55%	605	
地形図作成	谷地	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=24.1ha	H25	白川 土地改良区	1,000	550	55%	550	
農用地等集団化	谷地	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=24.1ha	H26	白川 土地改良区	1,100	605	55%	605	本地域は、農業従事者の減少や高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障をきたしている状況である。
地形図作成	大塚西部	地区全体の地形図作成 ・航空測量(縮尺1/1,000以上) ・図化	受益面積 A=142.2ha	H25	白川 土地改良区	7,500	4,125	55%	4,125	このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために、基本となる地形図の作成及び農用地集団化として換地設計基準等を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等による農業従事者の定住維持を図るものである。
農用地等集団化	大塚西部	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=142.2ha	H26	白川 土地改良区	5,500	3,025	55%	3,025	
農用地等集団化	肝煎	経営体育成促進換地等調整 (地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成、経営体育成方針作成)	受益面積 A=8.5ha	H25	肝煎地区農地整 備事業推進委員 会	300	165	55%	165	
計						16,500	9,075		9,075	

III 他の施策との連携に関する事項

該当なし

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

【記入要領】 ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあっては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。

②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。

③事業メニューには、実施要綱の別表1の事業メニュー名を記載すること。

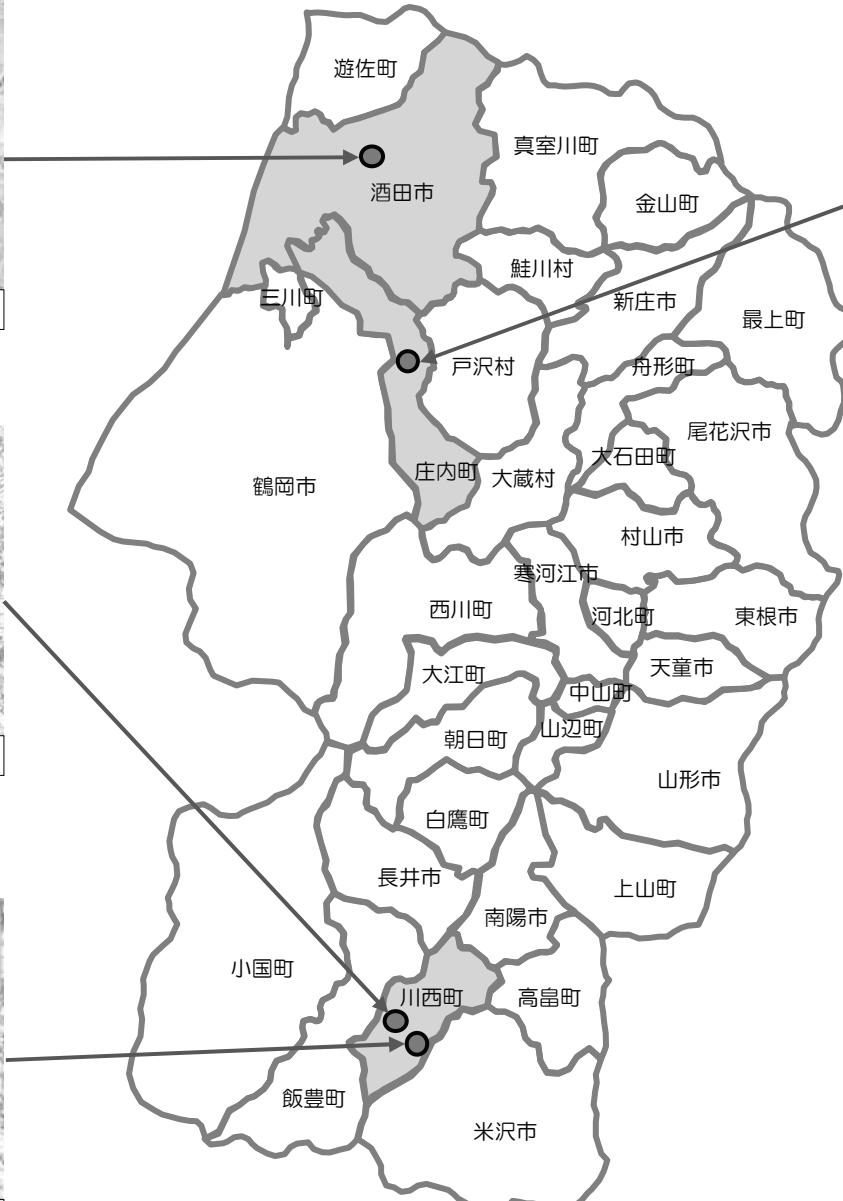
④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

前年度まで				本年度								本年度までの累計		翌年度以降(予定)								備考	
全体事業費 (A) (千円未満切捨)	交付金額 (千円未満切捨)	交付額 算定 交付率 (C)=(A)×(B) (千円未満切捨)	事業費 (D)	事業内容 及び 事業量	事業費	交付金額 (千円未満切捨)	都道府県費	市町村費	その他	年度末 進捗率 (E)	単年度 交付限度額 (C)×(E)-(D) (千円未満切捨)	仕入れに係る 消費税相当額	事業費	交付金額	翌年度以降の累計		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度
															事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	
1,100,000	605,000	55.0%	605,000	円	円	円	円	円	円	253,000	100	605,000	該当なし	1,100,000	605,000	円	円	円	円	円	円	円	
1,000,000	550,000	55.0%	550,000							230,000	100	550,000	該当なし	1,000,000	550,000								
1,100,000	605,000	55.0%	605,000													1,100,000	605,000	1,100,000	605,000				
7,500,000	4,125,000	55.0%	4,125,000							1,725,000	100	4,125,000	該当なし	7,500,000	4,125,000								
5,500,000	3,025,000	55.0%	3,025,000													5,500,000	3,025,000	5,500,000	3,025,000				
300,000	165,000	55.0%	165,000							68,000	100	165,000	該当なし	300,000	165,000								
16,500,000	9,075,000	9,075,000			9,900,000	5,445,000	2,178,000			2,277,000	60	5,445,000		9,900,000	5,445,000	6,600,000	3,630,000	6,600,000	3,630,000				
16,500,000	9,075,000	9,075,000			9,900,000	5,445,000	2,178,000			2,277,000		5,445,000		9,900,000	5,445,000	6,600,000	3,630,000	6,600,000	3,630,000				
16,500,000	9,075,000	9,075,000			9,900,000	5,445,000	2,178,000			2,277,000		5,445,000		9,900,000	5,445,000	6,600,000	3,630,000	6,600,000	3,630,000				
178,000	89,000	89,000			106,000	53,000	53,000				53,000		106,000	53,000	72,000	36,000	72,000	36,000					
16,678,000	9,164,000	9,164,000			10,006,000	5,498,000	2,231,000			2,277,000		5,498,000		10,006,000	5,498,000	6,672,000	3,666,000	6,672,000	3,666,000				
16,678,000	9,164,000	9,164,000			10,006,000	5,498,000	2,231,000			2,277,000		5,498,000		10,006,000	5,498,000	6,672,000	3,666,000	6,672,000	3,666,000				

山形5期地区 活性化区域図



(参考様式2)

事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	山形県		
計画期間	H25～H29	総事業費(交付金)	16,500 千円 (9,075 千円)
実施期間	H25～H26		

1 計画全体について (山形5期地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	食糧供給県「やまがた」の確立・強化、②暮らし続けたい農山漁村の創造、③「やまがた」らしい地域づくりの推進の創造の3つの基本方針による「やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)」に基づき事業計画を策定し、農業従事者の定住維持を図ることより基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、農業の持続的な発展と農村の活性化を目指すものである。 また、各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、農業生産の基盤整備を行うことにより、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンに基づき作成した計画概要であり、実施主体である関係土地改良区や協議会など、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、地域住民との合意に基づいている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	計画の対象事業地区では、市町村、関係土地改良区、協議会、関係受益者等で事業推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、地域住民等の合意形成を基礎とした農業生産の基盤条件の整備内容は、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与し、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業基盤の条件不利地の解消を図り、農業従事者の定住維持に努めるためには、実施期間1～2年(H25～H26)並びに、事業目標の達成が可能となる計画期間5年(H25～H29)の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 9,075千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 16,500千円 × 55% = 9,075千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25	総事業費(交付金)	1,100千円(605千円)

1 計画全体について (農用地等集団化:備畠地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、酒田市農業振興地域整備計画及び酒田市地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	酒田市を中心に、農業水利施設の維持管理を行なながら受益地内の調整を担う備畠水利組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、酒田市をはじめ、備畠水利組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 605千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,100千円 × 55% = 605千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(農用地等集団化:備畠地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:備畠水利組合 受益面積:30.0ha(>5ha) 平成27年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積30.0haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、備畠水利組合が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
过大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m ² 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助をするなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25	総事業費(交付金)	1,000千円(550千円)

1 計画全体について (地形図作成:谷地地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、川西町農業振興地域整備計画及び川西町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	白川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行いながら受益地内の調整を担う他屋維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白川土地改良区をはじめ、他屋維持管理組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に、区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動、合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 550千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,000千円 × 55% = 550千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(地形図作成:谷地地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:白川土地改良区 受益面積:24.1ha(>5ha) 平成27年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積24.1haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、白川土地改良区が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m ² 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「ー」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H25～H29 H26	総事業費(交付金)	1,100千円(605千円)

1 計画全体について (農用地等集団化:谷地地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、川西町農業振興地域整備計画及び川西町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	白川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行いながら受益地内の調整を担う他屋維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白川土地改良区をはじめ、他屋維持管理組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 605千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 1,100千円 × 55% = 605千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(農用地等集団化:谷地地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:白川土地改良区 受益面積:24.1ha(>5ha) 平成27年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積24.1haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、白川土地改良区が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m ² 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助を要するなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25	総事業費(交付金)	7,500千円(4,125千円)

1 計画全体について (地形図作成:大塚西部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、川西町農業振興地域整備計画及び川西町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	白川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行いながら受益地内の調整を担う西大塚維持管理組合及び小松左岸維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白川土地改良区をはじめ、西大塚維持管理組合及び小松左岸維持管理組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画初年度に、区画整理事業着手に向けて、基本計画図を活用した基礎調査、啓発活動、合意形成を行う必要があることから、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 4,125千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 7,500千円 × 55% = 4,125千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(地形図作成:大塚西部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うための基本となるべき地形図を作成する。 事業主体:白川土地改良区 受益面積:142.2ha(>5ha) 平成28年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積142.2haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、白川土地改良区が地形図を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m ² 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	一般競争入札方式により執行予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H25～H29 H26	総事業費(交付金)	5,500千円(3,025千円)

1 計画全体について (農用地等集団化:大塚西部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、川西町農業振興地域整備計画及び川西町水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	白川土地改良区を中心に、農業水利施設の維持管理を行いながら受益地内の調整を担う西大塚維持管理組合及び小松左岸維持管理組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白川土地改良区をはじめ、西大塚維持管理組合及び小松左岸維持管理組合が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 3,025千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 5,500千円 × 55% = 3,025千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(農用地等集団化:大塚西部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:白川土地改良区 受益面積:142.2ha(>5ha) 平成28年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積142.2haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、白川土地改良区が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500m ² 以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助を要するなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事 前 点 檢 シ ー ト

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	H25～H29 H25	総事業費(交付金)	300千円(165千円)

1 計画全体について (農用地等集団化:肝煎地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、農家数の減少や農業従事者の高齢化のなか、担い手を中心に営農が行われているが、ほ場が未整備で、耕作地が分散しており、用排水路の維持管理や効率的な営農に支障を来たしている状況である。 このため、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成22年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、やまがた農山漁村元気づくり応援プラン(平成23年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。 また、庄内町農業振興地域整備計画及び庄内町地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要是関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	適	庄内町を中心に、基盤整備事業の推進母体となり受益地内の調整を担う肝煎地区農地整備事業推進委員会が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、特に女性の意見や提案などを聞く機会は設けていないが、受益者の合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、庄内町をはじめ、肝煎地区農地整備事業推進委員会が事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農用地等集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や用排水路の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 165千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 300千円 × 55% = 165千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

(農用地等集団化:肝煎地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	-	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	-	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。なお、区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成するものあり、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や用排水路の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地等集団化として換地設計基準を作成する。 事業主体:肝煎地区農地整備事業推進委員会 受益面積:8.5ha(>5ha) 平成27年度内に経営体育成基盤整備事業として着手予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積8.5haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、肝煎地区農地整備事業推進委員会が実施する農用地等集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	これまでの実施地区の実績を踏まえ、県の標準単価及び近傍地区の実績単価等を参考に積算しており、適正と判断している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の未整備地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし

項目	チェック欄	判断 根拠
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組みがなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、区域内の賦課金の中から対応していく計画である。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	ほ場整備事業の基本設計として、事業計画策定とともに換地手続きと一体性を有する特殊な業務である。このため、受益者間の利害調整や個人情報等の守秘義務を伴い公正性・公平性の確保が必要であるほか、地域の土地改良履歴や水利条件、農地条件、施設情報などの基礎データ活用、土地改良行政への技術的指導や援助を要するなど、競争に適さない随意契約である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか (ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「ー」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。